

志摩市総合事業サービスコード

国基準相当訪問型サービス（志摩市総合事業 訪問型独自サービス指定事業者用）

令和7年4月

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目					単位数	算定単位
A2 1111	訪問型独自サービス 1 1	訪問型 サービス費 (I) (独自)	事業対象者・ 要支援 1・2 (週 1 回程度) 1,176 単位			1176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス 1 1 日割	訪問型 サービス費 (I) (独自)	事業対象者・ 要支援 1・2 (週 1 回程度) 39 単位			39	1月につき
A2 1211	訪問型独自サービス 1 2	訪問型 サービス費 (II) (独自)	事業対象者・ 要支援 1・2 (週 2 回程度) 2,349 単位			2349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス 1 2 日割	訪問型 サービス費 (II) (独自)	事業対象者・ 要支援 1・2 (週 2 回程度) 77 単位			77	1月につき
A2 1321	訪問型独自サービス 1 3	訪問型 サービス費 (III) (独自)	事業対象者・要支援 2 (週 2 回を超える程度) 3,727 単位			3727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス 1 3 日割	訪問型 サービス費 (III) (独自)	事業対象者・要支援 2 (週 2 回を超える程度) 123 単位			123	1月につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10% 減算	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算 2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 15% 減算	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算 3	同一の建物等に移住する利用者の割合が100分の90以上の場合				所定単位数の 12% 減算	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算			200 単位加算	200	1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)			100 单位加算	1月につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算 (II)			200 单位加算	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算一	介護職員処遇改善加算	(1) 処遇改善加算 (I)			所定単位数の 245/1000加算	1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算二		(2) 処遇改善加算 (II)			所定単位数の 224/1000加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算三		(3) 処遇改善加算 (III)			所定単位数の 182/1000加算	
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算四		(4) 処遇改善加算 (IV)			所定単位数の 145/1000加算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算					所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	高齢者虐待防止未実施減算				所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1		週に1回程度の場合 1週当たりの標準的な回数 1回=1回程度の場合	12単位減算			1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			1単位減算			1月につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			23単位減算			1月につき

A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割	減算 を定める場合	週に3回程度の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3				37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割	業務継続計画 未策定減算 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	週に1回程度の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1				12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割	週に2回程度の場合			1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2				23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割	週に3回程度の場合			1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3				37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割				1単位減算	-1	1日につき

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業 基準緩和型訪問サービス指定事業者用）

令和7年4月

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目		算定項目			単位数	算定単位
				給付率			
A3 1001	訪問型サービスA-1（1割負担）	訪問型 サービス A-1	1回235単位 要支援1:週1回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2:週2回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	235	1回につき
A3 1002	訪問型サービスA-2（2割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	235	
A3 1003	訪問型サービスA-3（3割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	235	
A3 1201	訪問型サービスA-4（4割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	235	
A3 1004	訪問型サービスA-ニ1（短時間／1割負担）	訪問型 サービス A-ニ	1回117単位 要支援1:週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週4回 要支援2:週4回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週6回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	117	1回につき
A3 1005	訪問型サービスA-ニ2（短時間／2割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	117	
A3 1006	訪問型サービスA-ニ3（短時間／3割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	117	
A3 1211	訪問型サービスA-ニ4（短時間／4割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	117	
A3 1007	訪問型サービスA-ミ1（シルバー／1割負担）	訪問型 サービス A-ミ	1回160単位 要支援1:週1回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2:週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	160	1回につき
A3 1008	訪問型サービスA-ミ2（シルバー／2割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	160	
A3 1009	訪問型サービスA-ミ3（シルバー／3割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	160	
A3 1221	訪問型サービスA-ミ4（シルバー／4割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	160	
A3 1010	訪問型サービスA-四1（買物支援／1割負担）	訪問型 サービス A-四	1回218単位 週1回	シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	218	1回につき
A3 1011	訪問型サービスA-四2（買物支援／2割負担）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	218	
A3 1012	訪問型サービスA-四3（買物支援／3割負担）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	218	
A3 1231	訪問型サービスA-四4（買物支援／4割負担）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	218	
A3 1013	訪問型サービスA-1初回加算（1割負担）	訪問型 サービス A-1 初回加算	1回218単位 週1回	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3 1014	訪問型サービスA-2初回加算（2割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3 1015	訪問型サービスA-3初回加算（3割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3 1301	訪問型サービスA-4初回加算（4割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3 1016	訪問型サービスA-ニ1初回加算（短時間／1割負担）	訪問型 サービス A-ニ 初回加算	1回218単位 週1回	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3 1017	訪問型サービスA-ニ2初回加算（短時間／2割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3 1018	訪問型サービスA-ニ3初回加算（短時間／3割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3 1311	訪問型サービスA-ニ4初回加算（短時間／4割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3 1019	訪問型サービスA-ミ1初回加算（シルバー／1割負担）	訪問型 サービス A-ミ 初回加算	1回218単位 週1回	シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	160	1月につき
A3 1020	訪問型サービスA-ミ2初回加算（シルバー／2割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	160	
A3 1021	訪問型サービスA-ミ3初回加算（シルバー／3割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	160	
A3 1321	訪問型サービスA-ミ4初回加算（シルバー／4割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	160	

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業 基準緩和型訪問サービス指定事業者用）

令和7年4月

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目					給付率	単位数	算定単位
A3 1052	訪問型サービス C	訪問型サービス C	1回500単位 週1回 3ヶ月1クール (1クール最大12回まで)	訪問型サービス C (短期集中訪問型サービス) を利用する際に使用		100%	500	1回につき	
A3 1053	訪問型サービス C 初回加算		訪問型サービス C 初回加算	訪問型サービス C (短期集中訪問型サービス) の初回加算を付ける際に使用	300 単位加算	100%	300	1月につき	
A3 1022	訪問型サービス A-1 处遇改善加算一 (1割負担)	訪問型サービス A- 処遇改善加算	(1) 处遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算 I : 1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 245/1000加算	90%	57	1回につき	
A3 1023	訪問型サービス A-1 处遇改善加算二 (1割負担)		(2) 处遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算 II : 1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 224/1000加算	90%	52		
A3 1024	訪問型サービス A-1 处遇改善加算三 (1割負担)		(3) 处遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算 III : 1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 182/1000加算	90%	42		
A3 1600	訪問型サービス A-1 处遇改善加算四 (1割負担)		(4) 处遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算 IV : 1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 145/1000加算	90%	34		
A3 1027	訪問型サービス A-2 处遇改善加算一 (2割負担)	訪問型サービス A- 処遇改善加算	(1) 处遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算 I : 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 245/1000加算	80%	57	1回につき	
A3 1028	訪問型サービス A-2 处遇改善加算二 (2割負担)		(2) 处遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算 II : 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 224/1000加算	80%	52		
A3 1029	訪問型サービス A-2 处遇改善加算三 (2割負担)		(3) 处遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算 III : 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 182/1000加算	80%	42		
A3 1615	訪問型サービス A-2 处遇改善加算四 (2割負担)		(4) 处遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算 IV : 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 145/1000加算	90%	34		
A3 1032	訪問型サービス A-3 处遇改善加算一 (3割負担)	訪問型サービス A- 処遇改善加算	(1) 处遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算 I : 3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 245/1000加算	70%	57	1回につき	
A3 1033	訪問型サービス A-3 处遇改善加算二 (3割負担)		(2) 处遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算 II : 3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 224/1000加算	70%	52		
A3 1034	訪問型サービス A-3 处遇改善加算三 (3割負担)		(3) 处遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算 III : 3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 182/1000加算	70%	42		
A3 1630	訪問型サービス A-3 处遇改善加算四 (3割負担)		(4) 处遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算 IV : 3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 145/1000加算	70%	34		

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業 基準緩和型訪問サービス指定事業者用）

令和7年4月

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目					給付率	単位数	算定単位
A3	1401	訪問型サービスAー4 处遇改善加算一（4割負担）	訪問型 サービス Aー 処遇改善加算	(1) 处遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算I：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 245/1000加算	60%	57	1回につき
A3	1411	訪問型サービスAー4 处遇改善加算二（4割負担）		(2) 处遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算II：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 224/1000加算	60%	52	
A3	1421	訪問型サービスAー4 处遇改善加算三（4割負担）		(3) 处遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算III：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 182/1000加算	60%	42	
A3	1645	訪問型サービスAー4 处遇改善加算四（4割負担）		(4) 处遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算IV：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 145/1000加算	60%	34	
A3	1037	訪問型サービスAニ1 处遇改善加算一（短時間／1割負担）	訪問型 サービス Aニ 処遇改善加算	(1) 处遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算I：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 245/1000加算	90%	28	1回につき
A3	1038	訪問型サービスAニ1 处遇改善加算二（短時間／1割負担）		(2) 处遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算II：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 224/1000加算	90%	26	
A3	1039	訪問型サービスAニ1 处遇改善加算三（短時間／1割負担）		(3) 处遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算III：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 182/1000加算	90%	21	
A3	1660	訪問型サービスAニ1 处遇改善加算四（短時間／1割負担）		(4) 处遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算IV：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 145/1000加算	90%	16	
A3	1042	訪問型サービスAニ2 处遇改善加算一（短時間／2割負担）	訪問型 サービス Aニ 処遇改善加算	(1) 处遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算I：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 245/1000加算	80%	28	1回につき
A3	1043	訪問型サービスAニ2 处遇改善加算二（短時間／2割負担）		(2) 处遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算II：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 224/1000加算	80%	26	
A3	1044	訪問型サービスAニ2 处遇改善加算三（短時間／2割負担）		(3) 处遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算III：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 182/1000加算	80%	21	
A3	1675	訪問型サービスAニ2 处遇改善加算四（短時間／2割負担）		(4) 处遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算IV：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 145/1000加算	80%	16	

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業 基準緩和型訪問サービス指定事業者用）

令和7年4月

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目					単位数	算定単位
						給付率		
A3	1047	訪問型サービスAニ3処遇改善加算一（短時間／3割負担）	訪問型 サービス Aニ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算I：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 245/1000加算	70%	28
A3	1048	訪問型サービスAニ3処遇改善加算二（短時間／3割負担）		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算II：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 224/1000加算	70%	26
A3	1049	訪問型サービスAニ3処遇改善加算三（短時間／3割負担）		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算III：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 182/1000加算	70%	21
A3	1690	訪問型サービスAニ3処遇改善加算四（短時間／3割負担）		(4) 処遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算IV：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 145/1000加算	70%	16
A3	1451	訪問型サービスAニ4処遇改善加算一（短時間／4割負担）	訪問型 サービス Aニ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算I：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 245/1000加算	60%	28
A3	1461	訪問型サービスAニ4処遇改善加算二（短時間／4割負担）		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算II：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 224/1000加算	60%	26
A3	1471	訪問型サービスAニ4処遇改善加算三（短時間／4割負担）		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算III：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 182/1000加算	60%	21
A3	1705	訪問型サービスAニ4処遇改善加算四（短時間／4割負担）		(4) 処遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算IV：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 145/1000加算	60%	16
A3	1501	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算一の1（1割負担）	訪問型 サービス A初回加算に 係る処遇改善 加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算I：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 245/1000加算	90%	49
A3	1502	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算二の1（1割負担）		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算II：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 224/1000加算	90%	44
A3	1503	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算三の1（1割負担）		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算III：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 182/1000加算	90%	36
A3	1720	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算四の1（1割負担）		(4) 処遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算IV：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 145/1000加算	90%	29

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業 基準緩和型訪問サービス指定事業者用）

令和7年4月

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目					単位数	算定単位
					給付率			
A3	1511	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算一の 2 (2割負担)	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算 I : 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 245/1000加算	80%	49
A3	1512	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算二の 2 (2割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算 II : 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 224/1000加算	80%	44
A3	1513	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算三の 2 (2割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算 III : 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 182/1000加算	80%	36
A3	1735	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算四の 2 (2割負担)		(4) 処遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算 IV : 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 145/1000加算	80%	29
A3	1521	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算一の 3 (3割負担)	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算 I : 3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 245/1000加算	70%	49
A3	1522	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算二の 3 (3割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算 II : 3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 224/1000加算	70%	44
A3	1523	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算三の 3 (3割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算 III : 3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 182/1000加算	70%	36
A3	1750	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算四の 2 (3割負担)		(4) 処遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算 IV : 3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 145/1000加算	70%	29
A3	1531	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算一の 4 (4割負担)	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算 I : 4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 245/1000加算	60%	49
A3	1532	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算二の 4 (4割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算 II : 4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 224/1000加算	60%	44
A3	1533	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算三の 4 (4割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算 III : 4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 182/1000加算	60%	36
A3	1765	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算四の 4 (4割負担)		(4) 処遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算 IV : 4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 145/1000加算	60%	29